

## 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について

---

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかつた方に、従来の傷病手当金とは別枠で、新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金を支給しています。

### 支給対象となる方

1. 法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表も含む）組合員及び事業所に雇用されている家族被保険者  
⇒ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない方が対象です。
2. 個人事業所の事業主及び一人親方  
⇒ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、保険医療機関で療養の給付を受けている方が対象です。

支給を受けるには、申請が必要です。なお、申請に必要な書類、支給内容等は上記 1. と 2. で異なります。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせ下さい。